

COGENERATION SYSTEM

コージェネレーション 導入関連法規参考書 2022

一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センター編

[2024年度 追補版]

『コージェネレーション導入関連法規参考書2022』の一部改正について（お知らせ）

一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター

コージェネレーション導入関連法規参考書2022 2024年度追補版 制作委員会

「コージェネレーション関連法規参考書2022」が2022年10月に発行され2年が経過しました。この間、我が国では、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX脱炭素電源法）、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」（水素社会推進法）及び「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」（CCS事業法）等が成立し、2025年2月には、第7次エネルギー基本計画、GX2040ビジョンが策定される予定であり、本格的に脱炭素社会に向けた環境が整いつつある状況と言えます。

コージェネ導入に関連する法規に関しても、これらに端を発し一部に見直しや制定の動きがみられたことから、追補版として発行することに致しました。

尚、本書は2024年9月末までに改正・改定や制定されたコージェネの導入・設置に関連する法規を対象とし、第Ⅰ～Ⅲ章までの見直しを対象としておりますので、御留意いただきますようお願い申し上げます。

2024年度追補版 目次

第Ⅰ章 コージェネレーション関連法規とその概要

I.1	関連する法規について	2
I.2.1.2	主任技術者制度の見直し	2
I.2.1.3	技術基準の見直し	2
I.2.3	建築物省エネ法	4
I.3	コージェネに係るこれまでの主な法規改正・制定	4
I.5	自家用電気工作物導入に関連する主な法令と届出等手続き一覧	5

第Ⅱ章 コージェネレーション関連法規の解説

II.1.1	電気事業法とコージェネ	6
II.1.3.2	手続きの概要	7
II.1.4.1	工事計画届出を要する設備・規模及び環境関連法との関係	7
II.1.5.1	主任技術者の選任	7
II.1.5.2	主任技術者選任の考え方	8
II.1.7.2	安全管理審査制度の流れ	8
II.1.8	使用前自主検査／使用前自己確認	9
II.1.9	溶接安全管理検査	10
II.1.10	定期安全管理検査	10
II.1.14	事業用発電設備を用いた電気事業（法第2条）	11
II.1.17.2	自己託送制度による余剰電力の送電	12
II.1.18.1	再生可能エネルギーの固定価格買取制度	12
(新設) II.1.18.3	需給調整市場の創設	12
II.1.20.1	「系統連系技術要件ガイドライン」整理に伴う新たな規程	13
II.1.20.2	新たな技術指針「系統連系規程」	13
II.1.23	環境影響評価法（1997年6月施行、最終改正2011年12月）	13
II.1.24.2	系統連系時の電力品質確保に係る電気設備の技術基準の解釈の概要	13
II.4	建築物省エネ法	15
II.4.1	建築物省エネ法の目的と法体系等	15
II.4.2	遵守すべき基準とコージェネの位置付け	17
II.4.3	建築物省エネ法におけるコージェネの入力方法	18
II.4.4	建築物省エネ法に基づく省エネ性能の表示制度	19
II.10	高圧ガス保安法	20

第Ⅲ章 資格要件

III.1	電気事業法〈電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者〉	21
III.3	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	22

I コージェネレーション関連法規とその概要

I.1 関連する法規について

- (改正の概要) 2023年4月 省エネ法が改正された(名称も「エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に変更された)。
- また、記載漏れの「建築物省エネ法」について追加する。

新	旧
P.9 図1.1 コージェネに係る主な関連法規 • (下線部を改正する) 省エネ法 (エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律) • (下線部を上記省エネ法の下に追加する) 建築物省エネ法 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)	省エネ法 (エネルギー使用の合理化に関する法律)

I.2.1.2 主任技術者制度の見直し

- (改正の概要) 2021年3月 主任技術者制度の解釈及び運用が制定され、以降も改正されている。

新	旧
P.10 左列 I.2.1.2の末尾 (下線部を追加する) • 2021年3月 主任技術者制度の解釈及び運用の制定 • 2021年4月 主任技術者制度の解釈及び運用の一部改正 保安上支障が無いことを前提に選任する事業場と別の事業場に勤務する者の選任(兼務)について規定化された。 (なお、その後も2022年6月,9月,11月,2023年3月,9月に改正されており、最新は2024年3月改正である)	

I.2.1.3 技術基準の見直し

- (改正の概要) 系統連系関連では、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」が改訂され、系統連系規程(JEAC9701-2024)が発刊された。
- また、発電用火力設備に関する技術基準関連では、水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令」「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」「主要電気工作物を構成する設備を定める告示」が公布された。

新	旧
P.10 右列の末尾 (下線部を追加する) • 2022年4月,9月,2023年4月 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの一部改正 系統連系技術要件ガイドラインの整備は、コージェネレーション等の分散型電源を電力系統に連系する場合の技術要件として、昭和61年8月に策定され、その後数次の改定が行われている（2004年10月にガイドラインが保安に関する事項（「電気設備の技術基準の解釈」）と品質に関する事項（「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」）とに整理・公表され、後者のガイドラインはその後、2013年5月,2015年4月,2016年7月,2019年10月,2022年4月,2022年9月,2023年4月に改正）。P.52 II.1.24.2にて解説する。 • 2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令」「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」「主要電気工作物を構成する設備を定める告示」の公布 「2050年カーボンニュートラル目標に向けて、今後水素やアンモニア発電等の火力発電設備の導入拡大を見込み、水素・アンモニアの燃料特性を考慮した適切な保安規制を講ずるものとして改正された。改正の主な内容は以下の通り。 (1)電気事業法施行規則の一部を改正する省令 水素・アンモニアの燃料特性を考慮し、火力発電所において水素・アンモニアを燃料として使用する場合は、汽力、ガスタービン、内燃力について出力に関わらず規制（ボイラー・タービン主任技術者選任、工事計画届出、使用前自主検査、溶接事業者検査、定期事業者検査）の対象とする。 (2)発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（火技省令）の一部を改正する省令 水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電所や燃料電池発電所の設備に対し、高圧ガス保安法における水素及びアンモニアに係る要求事項に準じて必要な技術的要件を規定する。 (3)発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 火技省令において告示に定めるとした保安物件及び容器置場の離隔距離について、高圧ガス保安法に準じて規定する。 (4)主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示 発電用火力設備に関する技術基準で求める水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電所及び燃料電池発電所に係る漏えい対策、除害対策等で措置した設備を主設備に追加する。 (5)発電用火力設備に関する技術基準の解釈の一部を改正する規程 火技省令で定めた技術的要件を満たすべき技術的内容を規定する。その他、技術的要件を満たすものとして取り込んでいる日本産業規格等の更新等に係る改正を行う。」 （出典：経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html） • 2024年10月 系統連系規程（JEAC9701-2024）発刊（日本電気協会） 「系統連系規程は、分散型電源の系統連系関係の業務に従事される方々が系統連系に関する協議を円滑に進められるよう、『電気設備の技術基準の解釈』及び『電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン』の内容をより具体的に示したものである。 今回の改定では、2020年以降に発行した追補版の反映と、今日の電力系統を踏まえた有効な単独運転検出機能を整理する等、現在の実態を踏まえた規定内容の見直し」が行われた。 （出典：日本電気技術規格委員会承認規格 https://www.jesc.gr.jp/jesc-assent/private/jesc_e0019_24.html）	

I.2.3 建築物省エネ法

（改正の概要） 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」が制定された。（2022.6.17公布）

新	旧
P.11 I.2.3の末尾 （下線部を追加する） ・2022年6月 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正 建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるものとして改正された。「改正における主な変更点は以下の通り。 ①建築主の性能向上努力義務 ②建築士の説明努力義務 ③省エネ基準適合義務の対象拡大 ④適合性判定の手続き・審査 ⑤住宅トップランナー制度の拡充 ⑥エネルギー消費性能の表示制度 ⑦建築物再生可能エネルギー利用促進区域）」 （出典：国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shouenehou_r4.html）	

I.3 コージェネに係るこれまでの主な法規改正・制定

系統連系技術要件

新	旧						
P.12 表の末尾 （下線部を追加する） <table><tr><td>2022年4月</td><td rowspan="3">資源エネルギー庁より電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインが改正された。</td></tr><tr><td>2022年9月</td></tr><tr><td>2023年4月</td></tr><tr><td>2024年10月</td><td>系統連系規程（JEAC9701-2024）が日本電気協会から示された。</td></tr></table>	2022年4月	資源エネルギー庁より電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインが改正された。	2022年9月	2023年4月	2024年10月	系統連系規程（JEAC9701-2024）が日本電気協会から示された。	
2022年4月	資源エネルギー庁より電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインが改正された。						
2022年9月							
2023年4月							
2024年10月	系統連系規程（JEAC9701-2024）が日本電気協会から示された。						

電気主任技術者選任制度

新	旧							
P.13 「電気主任技術者選任制度」の末尾 （下線部を追加する） <table><tr><td>2021年3月</td><td rowspan="2">「主任技術者制度の解釈及び運用」が制定された。</td></tr><tr><td>2021年4月</td></tr><tr><td></td><td>保安上支障が無いことを前提に選任する事業場と別の事業場に勤務する者の選任（兼務）について規定化された。</td></tr><tr><td></td><td>（その後も2022年6月,9月,11月,2023年3月,9月に改正されており、最新は2024年3月改正である）</td></tr></table>	2021年3月	「主任技術者制度の解釈及び運用」が制定された。	2021年4月		保安上支障が無いことを前提に選任する事業場と別の事業場に勤務する者の選任（兼務）について規定化された。		（その後も2022年6月,9月,11月,2023年3月,9月に改正されており、最新は2024年3月改正である）	
2021年3月	「主任技術者制度の解釈及び運用」が制定された。							
2021年4月								
	保安上支障が無いことを前提に選任する事業場と別の事業場に勤務する者の選任（兼務）について規定化された。							
	（その後も2022年6月,9月,11月,2023年3月,9月に改正されており、最新は2024年3月改正である）							

Ⅰ.5 自家用電気工作物導入に関連する主な法令と届出等手続き一覧

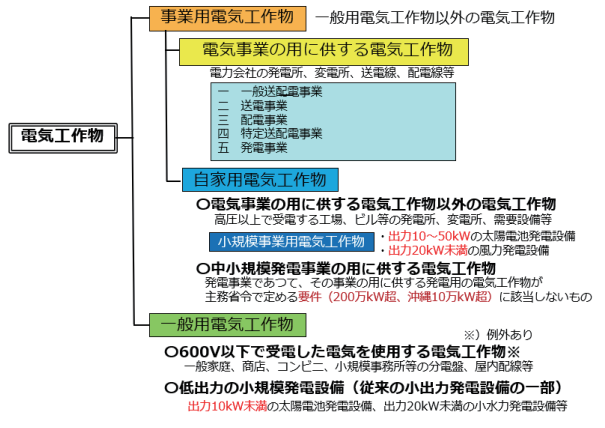
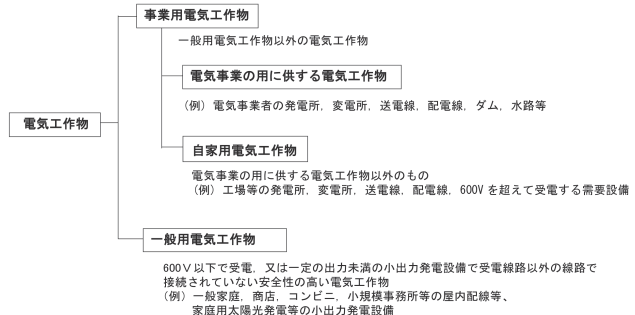
(改正の概要) 水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。

新	旧
P.24 末尾、表の欄外 (下線部を追加する) 電気事業法に関し、「火力発電所において水素・アンモニアを燃料として使用する場合は、汽力、ガスタービン、内燃力について出力に関わらず規制(ボイラー・タービン主任技術者選任、工事計画届出、使用前自主検査、溶接事業者検査、定期事業者検査)の対象」となった。 上記は、P.31からの <u>Ⅱ.1.4 工事計画、Ⅱ.1.5 主任技術者、Ⅱ.1.6 保安規程、Ⅱ.1.7 安全管理検査制度、Ⅱ.1.8 使用前自主検査／使用前自己確認、Ⅱ.1.9 溶接安全管理検査、Ⅱ.1.10 定期安全管理検査にも適用される。</u> (出典：経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html)	

Ⅱ コージェネレーション関連法規の解説

Ⅱ.1.1 電気事業法とコージェネ

(改正の概要) 2023年3月20日施行 電気事業法の改正により、「小出力発電設備」は「小規模発電設備」へ名称変更された。また「小規模事業用電気工作物」が新設された。対象は10kW以上50kW未満の太陽電池設備、20kW未満の風力発電設備である。

新	旧
P.29 左列 12行目 (下線部を改正、追加する) それを<u>区分</u>すると次のように示される。(図2.1)。	それを分類すると次のように示される。
P.29 左列 15行目 (誤記のため、下線部を改正、削除する) 扱いを受ける。	扱いを受け、また、電気事業を行うものについてはその用途における「事業用電気工作物」の適用を受ける。
P.29 左列 17行目 (下線部を改正する) なお、出力10kW未満の内燃機関や燃料電池等の小規模発電設備は	なお、出力10kW未満の内燃機関や燃料電池等の小出力発電設備は
P.29 図2.1 電気工作物の区分 (下図に差し替え、下線部を追加する)  図2.1 電気工作物の区分 (出典：経済産業省HP 電気工作物の保安 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi_hoan.html)	 図2.1 電気工作物の分類

II.1.3.2 手続きの概要

(改正の概要)「認定高度保安実施設置者制度」が開始された。(2023.12.21 施行)

新	旧
P.31 II.1.3.2の末尾 (下線部を追加する) 2023年12月21日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和4年法律第74号)が施行され、認定高度保安実施設置者制度が開始した。 「本制度は、自立的に高度な保安を確保できる事業者(1.経営トップのコミットメント、2.高度なリスク管理体制、3.テクノロジーの活用、4.サイバーセキュリティ対策の4要件を満たすことのできる事業者)について、経済産業大臣が認定を行い、当該認定を受けた事業者については、国による使用前・定期安全管理審査の省略、自主検査時期の柔軟化、その他保安規程や主任技術者の選任に関する行政への届出が省略されるなど、行政手続きを簡略化することで、より自主性を高める仕組みとなっている。」 (出典:経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/nintaiseido.html)	

II.1.4.1 工事計画届出を要する設備・規模及び環境関連法との関係

(改正の概要)水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。

新	旧
P.31 表2.1 届出対象の発電設備 の欄外 (下線部を追加する) 火力発電所において水素・アンモニアを燃料として使用する場合は、ガスエンジン、ディーゼルエンジン、ガスタービンについて出力に関わらず届出が必要である。 (出典:経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html)	

II.1.5.1 主任技術者の選任

(改正の概要)水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。

新	旧
P.34 右上の表の下段<ボイラー・タービン主任技術者> 内燃力、小型ガスタービン(告示で定めるもの)ともに、主任技術者の要件の欄 (下線部を改正する) 不要。但し、水素・アンモニアを燃料として使用する場合には、第1種又は第2種のボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者 (出典:経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html)	(不要)

II.1.5.2 主任技術者選任の考え方

（改正の概要）2021年4月「主任技術者制度の解釈及び運用」の改正は本書に盛り込み済みだが、以下の規定の記載を追加する。

さらに、水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。

新	旧
P.36 II.1.5.2の末尾の 注)の前 (下線部を挿入する) <u>(2021年4月の主任技術者制度の解釈及び運用改正で、保安上支障が無いことを前提に選任する事業場と別の事業場に勤務する者の選任(兼務)についても規定化された。</u> 本件に関し、表2.3の「届出」の下に、下表を追加する) さらに、2022年12月に公布された「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」により、火力発電所において水素・アンモニアを燃料として使用する場合は、汽力、ガスタービン、内燃力について出力に関わらずボイラー・タービン主任技術者選任の対象となっている。 (出典：経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html)	

	主任技術者の対象	発電所の規模	選任する主任技術者	主任技術者免状要否	必要書類	備考
届出	電気	2,000kW未満	選任する事業場と別の事業場に常時勤務している従業員	要	選任届出	- 兼任できる事業場数は専任場所を含めて6カ所以内 2時間以内に到着 - 連絡責任者選任 - 受託者も可

II.1.7.2 安全管理審査制度の流れ

（改正の概要）2021年4月 安全管理審査について、対面形式の審査に加えてICT機器を用いたオンライン審査を可能となった。

新	旧
P.38 右列 21行目の後ろ (下線部を追加する) <u>2021年4月電気事業法施行規則等の一部を改正により、安全管理審査について対面形式の審査に加えてICT機器を用いたオンライン審査が可能となった。</u>	
P.38 右列 22行目 (下線部を改正する) 【関連通達】使用前・定期安全管理審査実施要領について (20231206保局第1号、2023年12月21日施行)	【関連通達】使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)について (20170323商局第3号、2017(平成29)年3月31日)

II.1.8 使用前自主検査／使用前自己確認

（改正の概要）水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。

また「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」が改正されている。

さらに、2023年12月15日 使用前・定期安全管理審査実施要領（20170320商局第3号）は廃止された。

新	旧
P.39 右列上の四角内＜使用前自主検査の対象外となる電気工作物＞ （下線部を追加する） ＜使用前自主検査の対象外となる電気工作物＞ （施規第73条の2の2） 二 内燃力を原動力とする火力発電所（<u>アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所に限り、送電電圧17万V以上の送電線引出口の遮断器を伴うもの</u>にあつては、当該遮断器を除く。） （出典：経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html）	＜使用前自主検査の対象外となる電気工作物＞ （施規第73条の2の2） 二 内燃力を原動力とする火力発電所（送電電圧17万V以上の送電線引出口の遮断器を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）
P.40 左列 1段落目 使用前自主検査・・・である。の後ろ （下線部を改正する） <u>2022年12月に公布された「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」により、火力発電所において水素・アンモニアを燃料として使用する場合は、汽力、ガスタービン、内燃力について出力に関わらず使用前自主検査の対象となっている。</u> （出典：経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html）	
P.40 II.1.8.1 の 最終行 （下線部を追加する） 使用前自主検査及び使用前自己確認の方法については、『使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈』・・・(略)・・・ が適用される（最新改正 2024年3月28日）。	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法については、『使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈』・・・(略)・・・ が適用される。
P.40 右列 II.1.8.3 の末尾 （下線部を追加する） 使用前安全管理審査の実施要領、インセンティブの詳細については、『<u>使用前・定期安全管理審査実施要領</u>』（20231206保局第1号、2023年12月21日施行）に規定されている。	使用前安全管理審査の実施要領、インセンティブの詳細については、『<u>使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）</u>』（20170323商局第3号、2017（平成29）年3月31日）に規定されている。

II.1.9 溶接安全管理検査

(改正の概要) 水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。
また、各種、最新の改正を反映する。

新	旧
P.41 左列 II.1.9.1 の1段落目の後ろの四角内 <溶接事業者検査の対象> (下線部を改正する) <溶接事業者検査の対象> (施規第79条、第80条要約) 1. 火力発電所 (アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電設備のうち、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。)に係る次の機械又は器具	<溶接事業者検査の対象> (施規第79条、第80条要約) 1. 火力発電所 (液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。)に係る次の機械又は器具
P.41 左列 II.1.9.1 の2段落目 (下線部を改正する) 「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査 (火力設備)の解釈について」・・・(略)・・・ に規定されている。(最新改正 :2023年3月20日)	「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査 (火力設備)の解釈について」・・・(略)・・・ に規定されている、(最終改正 :2017 (平成29)年3月31日)
P.41 左列 II.1.9.1 の3段落目 (下線部を改正する) 「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」(経済産業省大臣官房商務流通保安審議官2012 (平成24)年9月19日付け20120919商局第72号は廃止され、20230310保局第2号が2023年3月20日に施行された)を参照のこと。	「電気事業法施行規則第52条に基づく火力発電設備に対する溶接事業者検査ガイド」(経済産業省大臣官房商務流通保安審議官2012 (平成24)年9月19日付け20120919商局第72号)を参照のこと。(最終改正 :2019 (令和元)年6月28日)
P.41 右列 II.1.9.2 の最終行 (下線部を改正する) 電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドについて (20120919商局第72号は廃止。2023年3月20日施行 20230310保局第2号)	電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドについて (20120919商局第72号、改正2019 (令和元)年7月3日 20190703保局第2号)

II.1.10 定期安全管理検査

(改正の概要) 水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。
また、各種、最新の改正を反映する。

新	旧
P.42 左列 II.1.10.1 の四角内 <定期安全管理検査の対象> (下線部を追加する) 5. ガスタービン (アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガスタービンにあっては、出力1,000kW以上の発電設備に係るもの (内燃ガスタービンにあっては、ガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であって、高圧ガス保安法第2条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。)に限る。) 6. 液化ガス設備 (液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第5条第1項及び第2項並びに第24条の2に規定する事業所に該当する火力発電所 (アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所にあっては、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。)の原動力設備に係るものに限る。) (出典 :経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html)	5. ガスタービン (出力1,000kW以上の発電設備に係るもの (内燃ガスタービンにあっては、ガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であって、高圧ガス保安法第2条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。)に限る。) 6. 液化ガス設備 (液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第5条第1項及び第2項並びに第24条の2に規定する事業所に該当する火力発電所 (液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。)の原動力設備に係るものに限る。)

P.42 右列 II.1.10.2の後半 (下線部を改正する) - 電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈 (改正 20210412保局第1号 2021年4月14日) - 使用前・定期安全管理審査実施要領について (20231206保局第1号、2023年12月21日施行) - 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について (改正2023年3月20日 20230310保局第2号)	- 電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈 (20170323商局第3号、2017 (平成29)年3月31日) - 使用前・定期安全管理審査実施要領 (内規)について (20170323商局第3号、2017 (平成29)年3月31日) - 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について (20170323商局第3号、改正2021 (令和3)年4月14日 20210412保局第1号)
P.43 左列 II.1.10.3の3段落目 (下線部を改正する) また、定期安全管理審査の実施要領は、「使用前・定期安全管理審査実施要領」(20231206保局第1号、2023年12月21日施行)に規定されている。	また、定期安全管理審査の実施要領は、「使用前・定期安全管理審査実施要領 (内規)について」(20170323商局第3号、2017 (平成29)年3月31日)に規定されている。

II.1.14 事業用発電設備を用いた電気事業(法第2条)

(改正の概要) 2022年4月1日より施行された改正電気事業法により、新たに配電事業、特定卸供給事業の2つが電気事業として規定された。

新	旧
P.45 II.1.14 7行目 (下線部を追記する) 電気事業は、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業、特定卸供給事業に分類される。	電気事業は、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業に分類される。
P.45 II.1.14 (1)の(例) (下線部を改正する) 登録小売電気事業者 計734事業者 (2024年10月1日現在)	旧一般電気事業者等752事業者 (2022年4月現在)
P.46 II.1.14 (3)の後ろ (下線部を追記する) (4)配電事業 「自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業。」 (出典：経済産業省資源エネルギー庁HP https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/)	
P.46 II.1.14 (4)の例 (下線部を改正する) (5)特定送配電事業 (届出制) (例) (略) 43事業者 (2024年8月2日現在)	(4)特定送配電事業 (届出制) (例) (略) 30事業者 (2022年4月現在)
P.46 II.1.14 (5)の例 (下線部を改正する) (6)発電事業 (届出制) (例) (略) 発電事業届出事業者 1,162事業者 (2024年10月1日現在)	(5)発電事業 (届出制) (例) (略) 旧一般電気事業者等1,024事業者 (2022年4月現在)

P.46 II.1.14 (5)の後ろ (下線部を追加する) (7) 特定卸供給事業 「特定卸供給を行う事業。」 (出典：経済産業省資源エネルギー庁HP https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/)	
---	--

II.1.17.2 自己託送制度による余剰電力の送電

(改正の概要) 自己託送が厳格化された。(自己託送に係る指針の改正：2024年2月12日)

新	旧
P.47 II.1.17.2の末尾 (下線部を追加する) リース設備による自家発電電力の自己託送は制度趣旨に反するとの課題が指摘され、2024年2月に自己託送に係る指針が改正され、発電側・需要側それぞれにおいて利用要件が厳格化された。	

II.1.18.1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

(改正の概要) FIP制度が開始された。(2022年4月)

新	旧
P.48 II.1.18.1 左列7行目 (下線部を追加する) FIT・FIP制度の対象とする、とされている。 なお、FIP制度は、再エネ自立化へのステップアップのための制度であり、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブの確保と、国民負担の抑制を両立していくことを狙いとし、2022年4月に開始された。固定価格での買い取りであるFIT制度に対し、FIP制度は、市場価格に一定のプレミアムを交付するものである。	FIT制度の対象とする、とされている。

(新設) II.1.18.3 需給調整市場の創設

(改正の概要) 需給調整市場が創設された。(2021年4月)

新	旧
P.48 左列 II.1.18.2の後ろ (下線部を追加する) II.1.18.3 需給調整市場の創設 一般送配電事業者 (TSO) が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うために必要な調整力を確保することが重要であり、2016年度より各エリアのTSOにおいて調整力の公募を実施してきた。またエリアを超えた広域的な調整力の調達を行うことで、より効率的な需給運用の実現を目指すため、全国のTSO 9社は2021年4月に「需給調整市場」を開設した。本市場においては、市場運営者である各エリアのTSOが調達を希望する調整力の必要量を提示し、調整力の提供事業者は当該必要量に対して入札を行う。 需給調整市場の開設以降、順次扱い商品を拡大し、2024年度からは全ての商品区分 (一次調整力、二次調整力①、二次調整力②、三次調整力①、三次調整力②の5種類) で市場取引を開始した。市場における各商品の要件の内、三次調整力の供給電源としては、コージェネもその可能性が認識されている。	

II.1.20.1 「系統連系技術要件ガイドライン」整理に伴う新たな規程

(改正の概要) 2022年4月,9月,2023年4月「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」が改訂された。

新	旧
P.49 左列 4行目 (下線部を追加する) 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(2023年4月最新改正)	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」

II.1.20.2 新たな技術指針「系統連系規程」

(改正の概要) 系統連系規程 (JEAC9701-2024) が2024年10月に発刊された。

新	旧
P.49 II.1.20.2の末尾2行 (下線部を改正する) 「系統連系規程 (JEAC9701-2024)」として2024年10月に刊行されている。	「系統連系規程 (JEAC9701-2019)」として2019年3月に刊行されている。

II.1.23 環境影響評価法(1997年6月施行、最終改正2011年12月)

(改正の概要) 最新改正は、2020年6月10日 施行である。(現在施行)

新	旧
P.49 II.1.23 (下線部を改正する) (1997年6月公布、最新改正2020年6月施行)	(1997年6月施行、最終改正2011年12月)

II.1.24.2 系統連系時の電力品質確保に係る電気設備の技術基準の解釈の概要

(改正の概要) 2022年4月,9月,2023年4月「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」が改訂された。

新	旧
P.52 タイトル (下線部を改正する) II.1.24.2 「電気設備の技術基準の解釈」及び「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の概要	II.1.24.2 系統連系時の電力品質確保に係る電気設備の技術基準の解釈の概要
P.52 適用の範囲 (下線部を改正する) ・一般送配電事業者及び配電事業者が ・発電等設備 (なお、P.52～59で出てくる全ての発電設備等は発電等設備に改正する)	・一般送配電事業者が ・発電設備等
P.52 協議 (下線部を改正する) 実際の連系に当たっては、一般送配電事業者及び配電事業者が定め、公表する系統連系技術要件 (託送供給等約款別冊) に基づくものとし、当事者は誠意を持って協議に当たる。	実際の連携に当たっては、発電設備の設置者及び系統側電気事業者は誠意を持って協議に当たる。

P.52 力率 逆潮流なし (下線部を当該ガイドラインの記載に合わせる) 受電点力率は、適正なものとして原則<u>85%以上</u>とするとともに、<u>系統側からみて進み力率とはならないようにする。ただし、逆変換装置を介して連系する発電等設備については、発電等設備自体の運転力率で判断することとし、力率を系統側からみて遅れ95%以上とすればよい。</u>	受電点力率は、適正なものとして原則<u>遅れ85%以上</u>。または発電設備等自体の<u>運転力率が、系統側から見て遅れ95%以上。</u>
P.52 力率 逆潮流あり (下線部を改正する (誤記修正)) ②逆変換装置を用いる場合であって、<u>その定格出力が小出力である場合、</u>	②逆変換装置を用いる場合であって、<u>そので定格出力が小出力である場合、</u>
P.54 発電設備等の解列 (3)自立運転 逆変換装置有の②の2行目 (下線部を改正する (誤記修正)) +機械的開閉箇所故障時の自立運転移行	+連携復帰時の機械的非同期投入防止機構
P.54 自動負荷制御・発電制御 特別高圧電線路 (P.55) (下線部を削除、改正、追加する) (1)削除 (1) 発電等設備の脱落時等における自動負荷制限・発電抑制又は放電抑制 発電等設備の脱落時等に主として連系された電線路や変圧器等が過負荷となるおそれがあるときは、発電等設備設置者において自動的に負荷を制限する対策を行うものとする。また、必要に応じて過負荷検出装置を設置し発電抑制又は放電抑制を行う。 (2) 電線路や変圧器等の単一故障時における発電抑制及び放電抑制または発電遮断及び放電遮断 電線路や変圧器等の単一故障時に保護装置により行われる速やかな発電抑制及び放電抑制又は発電遮断及び放電遮断 (以下「N-1電制」)を実施することで、運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると一般送配電事業者又は配電事業者が判断した場合、発電等設備設置者は、正当な理由がない限り、当該一般送配電事業者又は当該配電事業者が指定する発電等設備にN-1電制を実施するための装置の設置その他N-1電制の実施に必要な対応を行う。	(1) 高圧配電線の連系と同様。 (2) 発電設備等の脱落等に・・・(略)・・・
P.56 瞬時電圧変動対策の末尾 (下線部を追加する) • 低圧配電線および高圧配電線 発電等設備を連系する場合であって、出力変動や頻繁な並解列による電圧変動 (フリッカ等)により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは、発電等設備設置者において電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行う。なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等を行うか、一般配電線との連系を専用線による連系とする。 • 特別高圧電線路およびスポットネットワーク配電線 発電等設備を連系する場合であって、出力変動や頻繁な並解列による電圧変動 (フリッカ等)により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは、発電等設備設置者において電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行う。	
P.56 瞬時電圧変動対策の下 (新たな項目を加え、下線部を追加する) (新項目) <u>出力変動対策</u> 低圧配電線、高圧配電線、特別高圧電線路共に、 発電等設備を連系する場合であって、出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは、一般送配電事業者又は配電事業者からの求めに応じ、発電等設備設置者において出力変化率制限機能の具備等の対策を行う。	
P.58 短絡容量 (下線部を追加する) 【低圧配電線】の3行目 ただし、低圧の電力系統に逆変換装置を用いて分散型電源を連系する場合は、この限りでない。	

P.58 連絡体制 (P.59) (下線部を追加、改正する) 一般送配電事業者または配電事業者と発電等設備設置者間	一般送配電事業者と発電設備等設置者間に
---	---------------------

II.4 建築物省エネ法

(改正の概要) 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律 (改正建築物省エネ法)」が制定された。(2022.6.17公布)

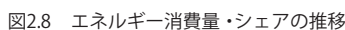
新	旧
P.76 II.4 左列 14行目以降 (下線部を追加する) さらに2022年6月には「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律 (改正建築物省エネ法)」が制定 (2022.6.17公布) され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置された。	

II.4.1 建築物省エネ法の目的と法体系等

(改正の概要) 前記改正における主な変更点を記載する。

新	旧
P.76 右列 6行目以降 (下線部を改正する) 2022年6月の改正建築物省エネ法の「改正における主な変更点は、以下の通りである。 ① 建築主の性能向上努力義務 ② 建築士の説明努力義務 ③ 省エネ基準適合義務の対象拡大 ④ 適合性判定の手続き・審査 ⑤ 住宅トップランナー制度の拡充 ⑥ エネルギー消費性能の表示制度 ⑦ 建築物再生可能エネルギー利用促進区域」 改正建築物省エネ法の概要を図2.9、省エネ基準への適合審査の流れを図2.10に示す。(図2.11は、図2.9に含まれるため削除する) (出典：国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shouenehou_r4.html)	従来の省エネ法における省エネルギー措置の届出や、住宅トップランナー制度等の措置は建築物省エネ法に移行し、同法では新たに「大規模非住宅建築物の適合義務」、「特殊な構造・設備を用いた建築物の大臣認定制度」、「性能向上計画認定・容積率特例」や「基準適合認定・表示制度」等を措置している(図2.9)。 各種適合義務制度の概要は図2.10に示すとおりであり、建築主は工事着手前に省エネ基準への適合判定通知書の交付を受ける必要がある。建築物省エネ法の改正により改正前と大きく異なるのは、適合義務が課せられる特定建築物の対象を中規模(延べ面積の下限を300㎡)にまで拡大し、建築確認手続きと連動するようになった点である(図2.11)。

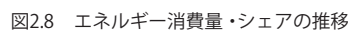
(下図に差し替え、下線部を改正する)



(出典：令和5年度エネルギーに関する年次報告)

(エネルギー白書2024)

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2024/html/2-1-1.html>)



(出典:「令和2年度エネルギーに関する年次報告」(エネルギー白書2021))

資料より)

(下図に差し替え、下線部を改正する)

国土交通省

図2.9 改正建築物省エネ法の概要

(出典：国土交通省 建築基準法・建築物省エネ法 改正法)

制度說明資料 P.55

<https://www.mlit.go.jp/common/001627103.pdf#page=57>)

橙色は改正建築物省エネ法（令和元年5月17日公布）の改正内容

図2.9 建築物省エネ法の概要

(出典：国土交通省建築物省エネ法の概要（詳細説明会）資料より）

P.78 図2.10

(下図に差し替え、下線部を改正する)

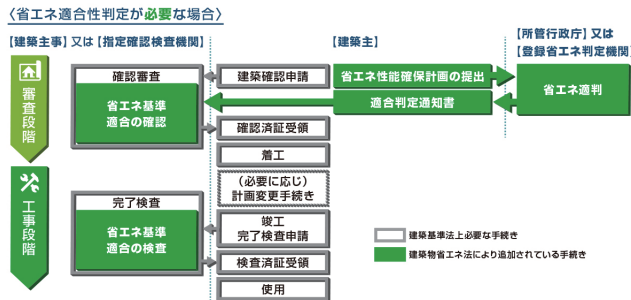


図2.10 省エネ基準への適合審査の流れ

(出典：国土交通省HP【建築物省エネ法第11・12条】)

適合性判定の手続き・審査の合理化について

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/02.html>

P.78 図2.11

図2.11は新図2.9に含まれるため削除する。

適合義務制度の概要

- 300㎡以上[※]の非住宅建築物の新築等において、省エネ基準への適合を義務化。
※2021年3月までは200㎡以上の非住宅が対象
- 建築主は、登録省エネ判定機関等の省エネ適合性判定（省エネ適判）を受け、交付される適合判定通知書を建築確認時に提出することが必要（同通知書の提出がないと、確認済証が発行されない。）。
- また、完了検査時においても、省エネ基準への適合性の検査が行われる（省エネ建材・設備を含め、設計図書等のとおりに工事が実施されていないと、検査済証が発行されない。）※軽微な改修工事を除く。）

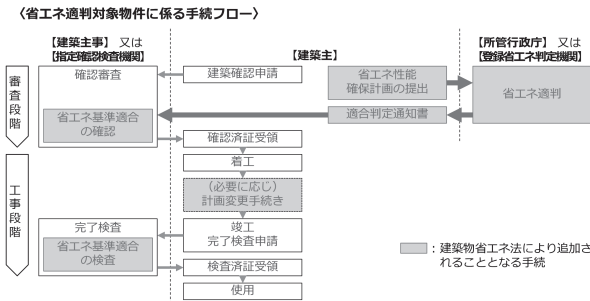


図2.10 建築物省エネ法対象建築行為及び適用基準

(出典：国土交通省建築物省エネ法の概要（詳細説明会）資料より)

II.4.2 遵守すべき基準とコージェネの位置付け

(改正の概要) 改正建築物省エネ法における建築確認等の対象見直し、大規模非住宅建築物に係る省エネ基準引き上げがなされた。(大規模非住宅：2024年4月 引き上げ済、中規模非住宅：2026年4月 引き上げ予定)

新	旧								
P.79 左列5～8行目 (下線部を改正する) 改正建築物省エネ法により建築確認等の対象が見直された(図2.11)。 また、既に基準適合義務の対象となっている非住宅建築物は、規模に応じて、基準が順次引き上げられている(図2.12)。さらに、省エネ基準適合に当たっては、非住宅の場合、一次エネルギー消費量基準に、適合する必要がある。	新築建築物における適合義務において求められるエネルギー消費性能基準は、BEIが1.0以下と定められている(図2.12)。								
(II.4.1にて削除した図2.11を、以下の通り、本項目にて復活させる) <table><tr><th>非住宅</th><th>住宅</th></tr><tr><td>300㎡以上 適合性判定／建築確認・検査</td><td>審査が容易な場合^{※3} 【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査</td></tr><tr><td>300㎡未満 適合性判定／建築確認・検査</td><td>【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査</td></tr><tr><td>平屋かつ 200㎡以下 【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略(構造・防火並び)^{※2} 【(1)①】建築確認・検査不要^{※1}</td><td></td></tr></table> 【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】 図2.11 適合義務対象の建築物における手続き・審査の要否 (出典：国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/02.html)	非住宅	住宅	300㎡以上 適合性判定／建築確認・検査	審査が容易な場合 ^{※3} 【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査	300㎡未満 適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査	平屋かつ 200㎡以下 【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略(構造・防火並び) ^{※2} 【(1)①】建築確認・検査不要 ^{※1}		(省略)
非住宅	住宅								
300㎡以上 適合性判定／建築確認・検査	審査が容易な場合 ^{※3} 【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査								
300㎡未満 適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2)】建築確認・検査								
平屋かつ 200㎡以下 【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略(構造・防火並び) ^{※2} 【(1)①】建築確認・検査不要 ^{※1}									

P.79 図2.12

(下図に差し替え、下線部を改正する)

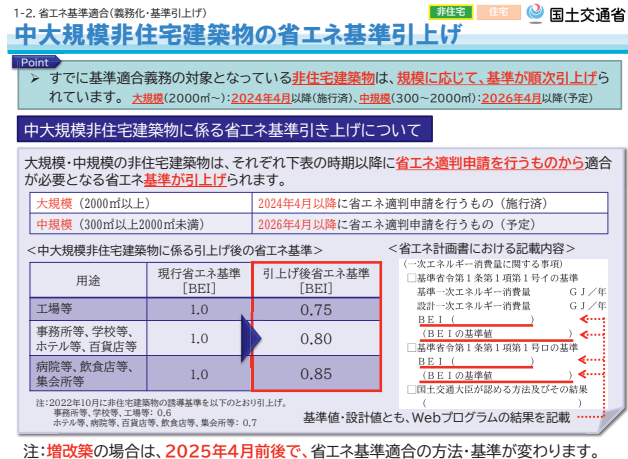


図2.12 改正建築物省エネ法に基づく中大規模非住宅建築物の省エネ基準引上げ
(出典: 経済産業省「省エネ基準適合義務制度の解説」P.16
<https://www.mlit.go.jp/common/001627105.pdf#page=12>)

P.79 右列 2行目

(下線部を改正する)

コージェネ設備導入による省エネ性能はエネルギー削減量

P.79 図2.13

(下図に差し替え、下線部を改正する)

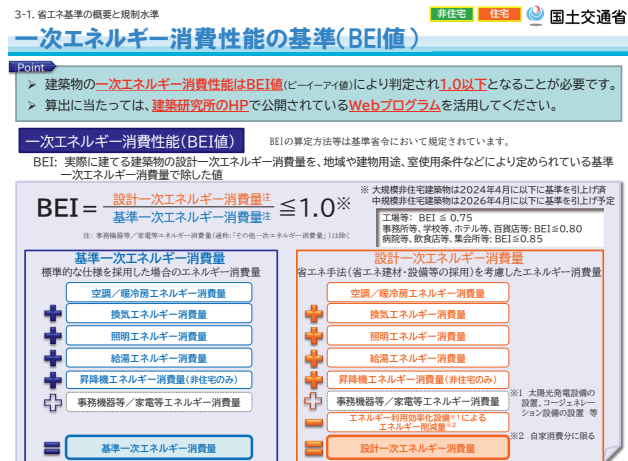


図2.13 一次エネルギー消費性能の基準 (BEI値)
(出典: 経済産業省「省エネ基準適合義務制度の解説」P.19
<https://www.mlit.go.jp/common/001627105.pdf#page=12>)

建築物省エネ法に基づく基準の水準について

一次エネ基準 (BEI) は、**設計一次エネルギー消費量**が表中の数値以下になることが求められる。
基準一次エネルギー消費量。
*家電・OA機器等を除く

		エネルギー消費性能基準 (適合義務、届出、 省エネ基準適合認定表示)		誘導基準 (性能向上計画認定・登録率特例)		住宅専業建築主 基準
		建築物省エネ法施行 (2024.4.1)後に新築され た建築物	建築物省エネ法施行 の期間に存する建築物	建築物省エネ法施行 (2024.4.1)後に新築され た建築物	建築物省エネ法施行 の期間に存する建築物	上段: H31年度 下段: H32年度～
非住宅	一次エネ基準 (BEI)	1.0	1.1	0.8	1.0	—
	外皮基準 (PAL*)	—	—	1.0	—	—
住宅	一次エネ基準 (BEI)※1	1.0	1.1	0.9	1.0	0.9 0.85
	外皮基準:住戸単位 (U _{0,TPC})	1.0	—	1.0	—	— 1.0

図2.12 建築物省エネ法に基づくエネルギー消費性能基準
(出典: 国土交通省建築物省エネ法の概要 (詳細説明会) 資料より)

コージェネ設備導入による省エネ性能は創エネルギー量



図2.13 国立研究開発法人建築研究所 エネルギー消費性能計算プログラム計算画面

II.4.3 建築物省エネ法におけるコージェネの入力方法

(改正の概要) II.4.2と同様。

新	旧
P.80 左列 2行目 (下線部を改正する) 導入により一次エネルギー削減量として評価される。	導入による創エネ効果が評価される。

II.4.4 建築物省エネ法に基づく省エネ性能の表示制度

(改正の概要)「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」が2024年4月施行され、「建築物のエネルギー性能の表示に関する指針」(ガイドライン)が2024年8月に改訂された。

新	旧
P.80 左列 (下線部を改正する) II.4.4 建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度	II.4.4 建築物省エネ法に基づく省エネ性能の表示制度
P.80 右列の末尾 (下線部を追加する) また、「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」が、2024年4月施行され、新たに以下が定められた。 ①建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項 ②表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項 さらに、「建築物のエネルギー性能の表示に関する指針(ガイドライン)」が2024年8月に「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」と改称され、事業者は新築建築物の販売・賃貸の広告等において、省エネ性能の表示ラベルを表示することが必要となった。(図2.15下段)	
P.80 図2.15 (現図の下に、下図および下線部を追加する) 非住宅建築物  再エネ設備あり 建築物省エネ法に基づく 省エネ性能ラベル エネルギー消費性能 太陽光発電(自家消費)分 ★★★★★ ☒ ZEB水準 エネルギー消費性能が、事務所等の用途で ★5つ、病院等の用途で★4つを達成 ☒ ネット・ゼロ・エネルギー  太陽光発電の売電分も含めてエネルギー 収支がゼロ以下を達成 第三者評価 BELS ○○○○○ビル 評価日 2024年6月1日 図は、非住宅建築物・再エネ設備ありのもの (出典:国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/shoene-label/)	

II.10 高圧ガス保安法

- (1) (改正の概要)「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された。(2023年1月13日)

新	旧
P.96 II.10.4 液化石油ガスエア発生装置の後 (下線部を追加する) なお、2023年1月13日「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された。高圧ガス保安法施行令においては、高圧ガス保安法の適用を受ける液石法に規定する設備・施設に関する事務について、都道府県知事が行うという規定を削除し、指定都市においては指定都市の長が行うことが規定された。	

- (2) (改正の概要)「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定された。(2023年9月1日)

新	旧
P.96 II.10.4 液化石油ガスエア発生装置の後 (上記のさらに後ろに、下線部を追加する) さらに、2023年9月1日「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定された。 (1)高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令改正法の施行期日は、令和5年12月21日とする。 (2)高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 ①燃料電池自動車等の規制の一元化 高圧ガス保安法の適用が除外される「道路運送車両法に規定する自動車の装置内の高圧ガス」の詳細として、自動車の種類（普通自動車であって圧縮水素を燃料とするもの等）及び装置（燃料装置等）等を定める。 ②認定高度保安実施者制度 認定高度保安実施者の認定の有効期間について、高圧ガスは、原則5年、特に高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法である場合等については7年とし、ガス・電気は、一律7年とすることなどを定める。	

Ⅲ 資格要件

Ⅲ.1 電気事業法〈電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者〉

（改正の概要）水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関し、2022年12月「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。
また、各種、最新の改正を反映する。

新	旧
P.99 Ⅲ.1 5行目 （下線部を改正する） 「主任技術者制度の解釈及び運用」(20240301保局第2号)	「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」(経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 2016年10月25日付け 20161005商局第2号)
P.99 Ⅲ.1.3 タイトル （下線部を改正する） Ⅲ.1.3 主任技術者の選任許可条件 （主任技術者制度の解釈及び運用）	Ⅲ.1.3 主任技術者の選任許可条件 （主任技術者制度の解釈及び運用（内規））
P.99 Ⅲ.1.4 タイトル （下線部を改正する） Ⅲ.1.4 主任技術者の兼任承認条件 （主任技術者制度の解釈及び運用）	Ⅲ.1.4 主任技術者の兼任承認条件 （主任技術者制度の解釈及び運用（内規））
P.99 表3.1 （下線部を追加する） 二 火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、略） 五 火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、略）	二 火力発電所（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、略） 五 火力発電所（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、略）
P.100 表3.2 （下線部を追加する） 六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状 火力設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、略） 七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状 火力設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、汽力を原動力とするものであって（略）	六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状 火力設備（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、略） 七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状 火力設備（汽力を原動力とするものであって（略）

Ⅲ.3 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)

(改正の概要) 2023年4月「エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」として改訂された。

新	旧
P.101 左列 (下線部を改正する) Ⅲ.3 エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (省エネ法)	Ⅲ.3 エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)
P.101 Ⅲ.3の末尾 (下線部を追加する) <u>さらに、2023年には、従来の化石エネルギーだけではなく、非化石エネルギーも含めた全てのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を進める必要があることから、法改正された。</u>	

2024年度追補版 制作委員会委員

(敬称略)

北林 雅之（委員長）	一般社団法人日本内燃力発電設備協会
安藤 佑規	川崎重工業株式会社
川上 将史	関西電力株式会社
天田 靖佳	清水建設株式会社
成田 洋二	新日本空調株式会社
松村 章二郎	Daigasエナジー株式会社
大熊 恭輔	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
佐藤 大輔	東京電力エナジーパートナー株式会社
辻 剛孝	西芝電機株式会社
藤村 幹樹	三浦工業株式会社
山野 修平	三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社
中澤 宏之	ヤンマーエネルギーシステム株式会社

2025年2月28日 発行